

隊友本 5 7 号
3 1 . 3 . 2 6

北海道隊友会連合会長

殿

各 県 隊 友 会 長

公益社団法人隊友会

理事長 先 崎 一

防災ボランティア活動の参考の制定について（通知）

公益社団法人隊友会は、隊友会としての防災ボランティア活動を見直し、「防災ボランティア活動の参考」を制定したので、下記のとおり通知する。

記

- 1 隊友会及び防災ボランティア活動を取り巻く環境もが大きく変化したこと、防災ボランティア活動の現状、アンケート結果等を踏まえ、「防災ボランティア活動マニュアル」を見直すとともに、「防災ボランティア活動の参考」を制定する。その性格を「マニュアル（活動の基準）」から「参考資料（活動にあたっての参考）」へ変更する。
別紙第 1 「防災ボランティア活動の参考」
別紙第 2 「参考資料」
- 2 「防災ボランティア活動実施規程」（隊友会規程第 18 号）及び「隊友会防災ボランティア活動マニュアル」、並びに防災資材の備蓄制度を廃止する。
なお、「隊友会防災ボランティア活動マニュアル」は、参考資料として本部で保持する。
- 3 「防災ボランティア人材バンクに係る資格取得支援実施規定」（隊友会規定第 19 号）を廃止するとともに、隊友会本部人材バンクへの有資格者の登録を中止する。
- 4 「防災ボランティア活動の参考（案）」の位置付けは、行動の基準ではなく、活動にあたっての参考である。

添付書類：別紙第 1 「防災ボランティア活動の参考」

別紙第 2 「参考資料」

写送付先：各地域担当執行役

防災ボランティア活動の参考

1 隊友会の防災ボランティア活動の基本的考え方

自衛隊及び地方自治体との協力関係に基づき、地域の特性及び各県隊友会の現状に応じて、自衛隊で培った知識と経験を発揮できる分野での防災ボランティア活動を、平常時から実施する。

2 平常時の活動

(1) 活動態勢の整備等

ア 会員は、自衛隊での経験を活かし、町内会等の自主防災組織における活動や防災訓練への参加等を通じて、地域における防災活動に貢献する。

イ 県隊友会は、日頃から会員の状況を把握し、隊友会としての災害発生時の活動に遺漏なきよう準備するとともに、会員との連絡態勢を整備する。

(2) 自衛隊、地方自治体等との連携

ア 地域防災計画の承知、必要により自衛隊・地方自治体との災害に関する協定の締結、防災に関する関係機関との意思疎通及び地域社会における活動を通じ、平常時から自衛隊、地方自治体等との協力関係に基づく連携を重視する。

イ 協定締結に際しての留意事項

(ア) 各県隊友会の現状に合った実行可能な協力内容とする。

(イ) 活動内容については、被害状況等の情報提供、ボランティア受け入れセンターや避難所等の運営支援・協力等、自衛隊で培った知識や経験を生かせる分野を重視する。

(ウ) 事故があった場合の補償責任について明記する。

この際、地方自治体によっては、防災ボランティア活動中の事故に対する補償制度を条例等で独自に定めている自治体もあるので確認する。

(3) 自衛隊・地方自治体の実施する訓練への参加

ア 計画作成や訓練評価等への協力を留意する。

イ 自衛隊、地方自治体等との平常時からの関係が重要であり、防災訓練や研修等を通じ、自衛隊、地方自治体等との意思の疎通や役割を確認する。

3 災害発生時の活動

(1) 会員としての活動

- ア 会員は、自らの安全を確保し、被害の状況、家族の安否等を直接又は支部を通じて県隊友会に報告する。
- イ 会員は、近隣住民と協力して地域での救助活動に参加する。
- ウ 会員は、自衛隊・地方自治体との協定に基づき、被災情報を収集し協定先に連絡、通報する。

(2) 県隊友会としての活動

- ア 県隊友会は、災害の状況及び会員の現況を把握し、会員の安否等を適時適切に隊友会本部に報告する。
- イ 県隊友会長は、隊友会（組織）としての防災ボランティア活動の要否を判断する。
- ウ 隊友会（組織）としての防災ボランティア活動を開始するに際しては、協定等を基準とするも、会員の安全を最優先する。
- エ 自衛隊、地方自治体及びボランティア団体と連携して活動する。
- オ 防災ボランティア活動に必要な資材は、隊友会本部に要請し、その承認を得て県隊友会自ら購入する。県隊友会が購入できない場合は、本部が購入し県隊友会に送付する。
- カ 自衛隊・地方自治体と調整し、県隊友会長自ら防災ボランティア活動の終了を決定する。

4 報告

県隊友会長は、防災ボランティア活動の開始、終了を隊友会本部に報告する。

5 その他

(1) 家族支援協力との関係

防災ボランティア活動の実施にあたっては、地域の特性、県隊友会の現状等を考慮し、県隊友会長が優先順位を判断する。

(2) 本部助成

ア ボランティア保険

(ア) 防災ボランティア活動にあたっては、必ず隊友会のボランティア保険に加入する。経費は隊友会本部が助成する。

(イ) 被災地で活動するにあたって、被災地方自治体からボランティア保険（天災有）の加入が義務付けられた場合は、県隊友会で社会福祉協議会等が運営しているボランティア保険（天災有）に加入し、経費を隊友会本部に請求する。

イ 交通費等

(ア) 防災ボランティア活動にあたっては、隊友会本部が交通費（実費）及び日当を助成する。

(イ) 被災県以外の隊友会が被災県での防災ボランティア活動を希望する場合は、被災地域のボランティア・センターに登録して、被災地での防災ボランティア活動を実施する。この際、交通費等の助成が必要な場合は、事前に隊友会本部に申請し、承認を得るものとする。

(ウ) 防災ボランティア活動終了後、速やかに隊友会本部に請求する。

「参考資料」

1 見直しの背景

隊友会のボランティア活動は、平成23年4月に「防災ボランティア活動実施規程（案）」（隊友会規程第18号）を施行し、同24年4月には「隊友会防災ボランティア活動マニュアル」を各県隊友会に配布し、これらを努力目標として実施してきた。

この間、隊友会の防災ボランティア活動を取り巻く環境は大きく変化した。隊友会に入会する会員が少なくなる一方、年金受給開始年齢が65歳となり、ボランティア活動に参加できる会員は65歳～70歳前後の会員に限られている。

また、平成29年4月には国の防災基本計画が作成され、防災ボランティア活動の方式が、従来の「発災後にボランティアを募って災害の復旧復興等に対応する」という方式から、「災害時にその活動が円滑に行われるよう、国や地方自治体を中心となって平常時から活動環境の整備を図り、発災後により連携の取れた各種活動を行う」という方式に変わってきている。

このような状況を踏まえ、「隊友会防災ボランティア活動マニュアル」を見直し、各県隊友会がそれぞれの実状と地域の特性に応じ、実行可能な防災ボランティア活動を実施することを基本とし、新たに「防災ボランティア活動の参考（案）」を作成するとともに、その運用の柔軟性を確保する観点から、参考資料と位置づけ、各県隊友会に配布することとした。

2 作成にあたっての前提

(1) 想定する災害

ア 県隊友会が平常時から協力関係にある地域での災害を前提とする。

イ 会員も被災し、隊友会（組織）として活動するには発災後時間がかかることを前提とする。

(2) 活動の方式

防災ボランティア活動の新たな考え方（「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック（平成30年4月内閣府防災担当）（抜粋）」）に基づき、地方自治体がボランティア・センターを開設し、個人

のボランティアを受け入れる従来の方式から、地方自治体が平常時から地域のボランティア団体と協力して、発災後の被災者支援を行う新たな方式を前提とする。

付紙：「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック（平成30年4月内閣府防災担当）（抜粋）」

（3）用語の定義

防災ボランティア活動

平常時及び災害発生時に行う活動を合わせた広義の意味での防災ボランティア活動をいう。

3 防災ボランティア活動に関わる法整備の状況

欧米では、ボランティアに関する法律や制度枠組みがあり、ボランティアの地位が確立され、手当や補償も規定されているが、日本では、まだそのような状況にはない。

しかしながら、厚木市が「厚木市災害救援ボランティア活動補償制度実施要綱」を定めているように、条例等で独自に補償制度を定めている地方自治体もある。